定数を301として最大剰余法による配分を行うと，最大較差は１対1.476と試算される。このように都道府県を定数配分の第１次的基盤とし，市町村その他の行政区などを想定し人口の均衡を図る等して具体的区割りを行うという答申は，相応の合理性を有していた。ところが，平成３年６月に至り，政府は１人別枠方式を改革の方針として同審議会に示し，この方針に基づく選挙区の区割り案の作成を諮問した。同月，同審議会は１人別枠方式を採用した区割り案を答申し，平成６年の公職選挙法の一部を改正する法律及び同時に成立した区画審設置法（１人別枠方式は同法３条２項）はこれに基づいている。そして，１人別枠方式の立法理由については，過疎地域に対する配慮，具体的には人口の少ない県における定数の急激な減少への配慮等と説明されており，後者はいわば激変緩和の趣旨と解することができる。

この結果，平成２年10月実施の国勢調査を前提とすると，１人別枠方式の下でされた都道府県への定数配分の段階で最大較差は１対1.822となり，選挙区間の最大較差は2.137であり，較差が２倍を超える選挙区は28存在した。本件選挙当日においては，各都道府県への定数配分の段階で１対1.978という最大較差が生じており，選挙区間の最大較差は１対2.304であり，較差が２倍を超える選挙区は45に達している。多数意見も指摘しているとおり，１人別枠方式が選挙区間の投票価値の較差を生じさせる主要な原因であることは明らかである。

３　多数意見は，相対的に人口が少ない地域に対する配慮は，全国民を代表して国政に関与することが要請されている議員が，そのような活動の中で全国的な視野から考慮すべき事柄であり，殊更にある地域（都道府県）の選挙人と他の地域（都道府県）の選挙人との間に投票価値の不平等を生じさせるだけの合理性があるとはいい難いとしている。この見解は相当ではあるが，およそ，過疎地域に対する配慮という非人口的要素，それも行政区画や地理的状況等の非人口的・技術的要素とは異質の，いわば恣意的ともいえる要素を優先させることは，国会の裁量権の行使として合理性を有しないことは明白であると思われる。

また，多数意見は，１人別枠方式の意義については，直ちに人口比例のみに基づいて各都道府県への定数の配分を行った場合には，人口の少ない県における定数が急激かつ大幅に削減されることになるため，国政における安定性，連続性の確保を図る必要があると考えられたこと，何よりもこの点の配慮なくしては選挙制度の改革の実現自体が困難であったと認められる状況の下で採られた方策であるということにあるとし，そうであるとすれば，その合理性には時間的な限界があるものというべきであるとしている。改革を実現するための現実政治において，譲歩と妥協は付きものであるが，私は，憲法適合性の審査における判断をそうした現実への配慮により後退させるということには，賛成できない。国政における安定性，連続性の確保を図る必要とは，見方を変えれば，人口比例に基づいて各都道府県に定数の配分を行った場合に議員資格を取得できなくなる層の救済を図るということにほかならない。こうした民主的正統性の観念に背馳する政策に，合理性を見いだすことはできない。仮に辛うじて合理性を認めるとしても，飽くまでそれは暫時のものであり，平成８年と平成12年の２度にわたる総選挙を経て，平成14年７月，前年の区画審の勧告を踏まえて区割規定が本件区割規定に改定された頃までには，その合理性は既に失われていたというべきである。立法府としては，遅くともこの時点において，１人別枠方式（区画審設置法３条２項）を廃止すべきであったといわなければならない。

なお，区画審設置法３条１項は，区画審が衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案を作成するに当たっては，各選挙区の人口の均衡を図り，各選挙区の人口のうち，その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が２以上とならないようにすることを基本とし，行政区画，地勢，交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならないとしているが，投票価値が平等であるべきことからすれば，１対１に近づける努力を尽くすことを前提としなければならない。２以下であればいかなる改定案であっても憲法に適合すると認められるものではなく，改定案の合理性は審査の対象となると考えるべきである。そのように解しなければ，この規定の憲法適合性にも疑問が生ずるであろう。

４　以上，１人別枠方式を採用して定められた本件区割規定は憲法に違反し，本件選挙（小選挙区選挙）は違法である。したがって，事情判決の法理により請求を棄却するとともに，主文において本件選挙の当該選挙区における選挙が違法である旨を宣言すべきである。これと同旨の原審の判断は，正当というべきである。そして，さらに，今後，国会が速やかに１人別枠方式を廃止し，選挙権の平等にかなう立法的措置を講じない場合には，将来提起された選挙無効請求事件において，当該選挙区の結果について無効とすることがあり得ることを付言すべきである。

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官	竹﨑　博允
裁判官	古田　佑紀
裁判官	那須　弘平
裁判官	田原　睦夫
裁判官	宮川　光治
裁判官	櫻井　龍子
裁判官	竹内　行夫
裁判官	金築　誠志
裁判官	須藤　正彦
裁判官	千葉　勝美
裁判官	横田　尤孝
裁判官	白木　勇
裁判官	岡部喜代子
裁判官	大谷　剛彦
裁判官	寺田　逸郎

当　事　者　目　録

上　告　人	中堂　秀司
同訴訟代理人弁護士	升永　英俊
	藤巻　次雄
	久保利英明
	伊藤　真
被　上　告　人	大阪府選挙管理委員会
同代表者委員長	角野　武光
同指定代理人	須藤　典明
	東　亜由美
	近藤　裕之
	平井　直也
	真野　弘昭
	大西　勇
	髙橋　伸幸
	平井　優子
	藤田　毅
	岩田　研
	南野　健一
	川端　龍彦
	志村　和哉
	神田　邦彦
	佃　博行

上告人馬場則行，被上告人広島県選挙管理委員会間の選挙無効請求事件について，平成23年３月23日大法廷において次のような判決があった。（最高裁判所）

平成２２年（行ツ）第１８８号

判　　決

当事者の表示　別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の広島高等裁判所平成21年（行ケ）第１号選挙無効請求事件について，同裁判所が平成22年１月25日に言い渡した判決に対し，上告人から上告があった。よって，当裁判所は，次のとおり判決する。

主　　文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理　　由

上告代理人升永英俊の上告理由について

１　本件は，平成21年８月30日施行の衆議院議員総選挙（以下「本件選挙」という。）について，広島県第１区の選挙人である上告人が，衆議院小選挙区選出議員の選挙（以下「小選挙区選挙」という。）の選挙区割りに関する公職選挙法等の規定は憲法に違反し無効であるから，これに基づき施行された本件選挙の上記選挙区における選挙も無効であると主張して提起した選挙無効訴訟である。

２　原審の適法に確定した事実関係等の概要は，次のとおりである。

⑴　昭和25年に制定された公職選挙法は，衆議院議員の選挙制度につき，中選挙区単記投票制を採用し，同制度の下での各選挙区の議員定数を定めた別表第１の末尾において，同別表は同法施行の日から５年ごとに直近に行われた国勢調査の結果によって更正されるのを例とするものと定めていた。上記制定時においては，選挙区間の投票価値の較差は最大1.51倍（上記制定前の臨時統計調査結果による。）であった。

その後，都市部への急速な人口集中があったにもかかわらず，議員定数に係る上記別表の更正は長く行われず，昭和39年に至って初めて議員定数を19増加させる改正が行われるにとどまった。その結果，同47年に施行された総選挙時における選挙区間の投票価値の較差は最大4.99倍にまで拡大し，最高裁昭和49年（行ツ）第75号同51年４月14日大法廷判決・民集30巻３号223頁においては，